

消防計画

年 月 日 作成

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条第1項の規定に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、_____に居住し、又は出入りするすべての者に適用する。

(自衛消防組織)

第3条 火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。自衛消防隊の組織及び任務分担は、次のとおりとする。

自衛消防隊長() — 副隊長()

- └ 通報連絡班 ()
- └ 消火班 ()
- └ 避難誘導班 ()

(建物等の自主検査)

第4条 防火管理者は、次の事項について日常の検査を実施するものとする。

- (1) 通路及び階段に避難上支障となる物品が放置されていないか。
- (2) 消防用設備等、電気設備（共用部分）に外観上異常がないか。

(火気の管理)

第5条 防火管理者は、共用室・共用部分について火気の使用又は取扱いに関する監督を行うものとする。各住戸内の火気の使用又は取扱いについては、それぞれの居住者の責任において実施するものとする。

(消防用設備等の点検)

第6条 当マンションの消防用設備等の機能を維持管理するために(_____)に委託して次により法定点検を実施する。

消防用設備等	点検実施月日			
	機器点検		総合点検	
消火器	月	日	月	日
自動火災報知設備	月	日	月	日
避難器具	月	日	月	日

(消防用設備等の点検結果報告)

第7条 防火管理者は、前条の点検を実施した時は、その結果を防火管理台帳に記録するとともに、3年に1回消防署長に報告しなければならない。

(不備欠陥等の整備)

第8条 防火管理者は、建築物等及び消防用設備等に不備欠陥事項があるときは、自治会長に報告し、改善を図るよう要請しなければならない。

(震災対策)

第9条 防火管理者は、地震による災害を未然に防止するため必要な措置を講じなければならない。

(訓練及び教育)

第10条 防火管理者は、自衛消防隊の消防技術及び居住者の防火意識の向上を図るため、次の訓練・教育を行うものとする。

- (1) 自衛消防隊による消火、通報及び避難訓練
- (2) 居住者に対する消防用設備等の設置場所及び使用方法、避難経路等の周知
- (3) 居住者が火災予防上守るべき事項の周知
- (4) 消防署及び町内会が行う防災教育及び防災訓練への居住者の参加促進

2 防火管理者が行う防火に関する訓練は、次により実施する。

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	___月 ___月	総合訓練	___月 ___月
避難訓練	___月 ___月		
通報訓練	___月 ___月		

3 防火管理者は、上記の訓練を実施する場合はあらかじめ「消火・避難訓練通知書」により、その旨を消防機関に報告する。

(入居者に対する指導)

第11条 防火管理者は、新たに入居することとなった者に対し、出火防止、火災発生時の対応について防火管理指導を行うものとする。

(消防機関への報告、連絡)

第12条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、必要な報告を行わなければならない。

(防火管理業務の一部委託)

第13条 _____の防火管理業務の一部は、_____に別表1のとおり委託するものとする。

附 則

この計画は、平成 ___年 ___月 ___日から施行する。

